

最近のアスベスト相談事例

神奈川●労災職業病センター総会議案から

●造船

沖縄から旧日本鋼管鶴見造船所（現JFEエンジニアリング）に働きに来て、中皮腫で亡くなったTさんの兄で遺族のJさんが労災申請を行った。鶴見造船所の艀装工作部で働いた期間がわずか8か月なので本省協議扱いとなっている。

Yさんは、30年～40年前に10年間くらい、大阪にあった中手造船メーカー名村造船所で働いて、アスベストに曝露した。2003年夏に体調を崩し、2005年に中皮腫と診断された。療養中に労災認定はされたものの、2008年4月、闘病生活の末に亡くなられた。会社から何の話もないことに失望したご遺族が、アスベストユニオンに相談。現在団体交渉中である。

●旧国鉄・JR

旧国鉄八王子機関区で蒸気機関車に使われているアスベストの断熱材の解体や取り付け作業をしたKさんは、退職後しばらくしてからセキヤタンに苦しみ、2007年7月、じん肺基金による「アスベストホットライン」に相談を寄せた。その後、港町診療所にて石綿肺と診断され、石綿健康管理手帳、じん肺管理区分申請をし、手帳交付と「じん肺管理区

分2」の決定を受けた。その後合併症の診断が出され、2008年4月、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に業務災害申請。同年10月1日業務上と決定された。長い間、「肺気腫」と診断されており、あらめて専門医療機関との連携の必要性を痛感させられた。また同僚の証明について、国労神奈川地区本部の協力があり、詳しく聞き取ることができた。同職種の掘り起こしも必要である。

旧国鉄の新鶴見貨車区などで、貨車の修繕に携わってアスベスト粉じんに曝露したOさんは、2007年11月肺がんと診断された。主治医に業務災害の申請を勧められたが、当時の同僚も亡くなっており、申請をあきらめていた。翌2008年2月23日にOさんは亡くなったが、ご遺族から国労神奈川地区本部に相談が寄せられた。神奈川労災職業病センターも協力して、2008年7月7日業務災害申請。同年10月1日業務上決定。旧国鉄・JR裁判の和解交渉と並行して、早期業務災害認定を要求した結果、迅速な決定となった。

旧国鉄大井工場の鉄工職場に長らく勤めていたSさんは、退職後から息苦しさを感じていた。

2008年1月在宅酸素療法を開始。精密検査を受けようとしていた同年7月、自発呼吸ができなくなり、入院したが容態が悪化し同月末に亡くなられた。2008年12月末に行われた「鉄道アスベスト被害ホットライン」を見て、ご遺族の息子さんが相談を寄せ、センターも協力して、国労神奈川地区本部が業務災害申請準備をしている。

肺がんなどで3度も手術した元国鉄マン（旧大井工場勤務）のNさんに、業務災害の認定が下った。それまでは石綿所見がないとされて認定されなかったものの、今回の手術前に「胸膜プラーク有り」との診断を受けて健康管理手帳を取得していたことが決め手になったのである。

●旧朝日石綿（現イー・アンド・イー・マテリアル）

沖縄の石垣島から出稼ぎに出て、旧朝日石綿横浜工場（A&AM）で働き、22年前に肺がんで亡くなられたKさんの労災が認定された。当初、「石綿所見なし」で認定が危ぶまれていたものの、本省協議扱いで高濃度曝露であることと、同一職場に石綿労災認定された同僚労働者がいることを理由に認定されたもの。

旧朝日石綿横浜工場（A&AM）の元女性事務員で中皮腫で亡くなられたHさんの労災が認定となった。3か月という従事期間しかないにもかかわらず労災が認められたのはやはりA&AMが高濃度の石綿工場だったためである。

●自治体

学校給食の調理員として働いていたIさんは、2004年悪性胸膜中皮腫を発症し、翌2005年公務災害を申請したが、2007年5月14日付け公務外との決定を受けた。2007年7月10日を審査請求をしたが、惜しくもIさんは2007年8月28日に亡くなられた。2008年3月公開審理が行われ、同年12月棄却決定。再審査請求中。

横浜市水道局で石綿セメント管の修理や監督業務に従事し、石綿肺で療養中のHさんは「石綿セメント管の切断作業は本人の主たる業務でない」「石綿肺が検査による石綿小体が検出されるなどの確定診断がされていない」ということを理由に公務外決定とされ、さらに不服審査請求も棄却されてしまった。しかし、Hさんは、このような基金側の理由は石綿疾患のことをよく知らない医師や担当者が勝手につけた理屈と再審査請求し、争っている。全水道労組の基金本部要請後、東水労に所属していた水道職員2名の中皮腫が公務上認定されたこともあり、再審査請求の結果が待たれる。

米海軍横須賀基地で働き、その後横須賀市の清掃部に働いたMさんは、悪性胸膜中皮腫で2004年7月16日に亡くなった。どちらも自動車修理という同じ職種で働いていた。横須賀労働基準監督署に2006年1月労災申請。同年9月横須賀署の労災課長より、医学的には業務上と判断をしたが、最終における石綿曝露調査において、横須賀市清掃部の作業が米海軍基地

と全く同じ作業であることが明らかになり、業務災害申請を勧めたことと、その決定が出るまで労災申請の決定処分を保留するという判断をした。2007年3月公務災害申請し、速やかな決定の要請を自治労神奈川県本部と共に地方公務員災害基金神奈川県支部に行った。ようやく2009年1月29日付けで公務災害と認定された。現在補償支払いに向けての手続き中である。

●自動車

Hさんは、40年前に、約2年間、本田技研工業の自動車を修理・整備していた関連会社ホンダ・エス・エフで働いていた。その後はレストランを経営するなど、アスベストには全く曝露する可能性のない仕事をしていましたが、2007年3月に胸膜中皮腫を発症し、現在も療養中。労災認定されたものの、自らのことはもちろんのこと、元同僚の健康が気がかりでもあり、アスベストユニオンに加入して、本田技研工業に話し合いを求めた。本田は団体交渉を拒否し、弁護士間交渉でも不誠実な対応に終始したため、2009年3月に、約9,600万円の損害賠償を求める裁判を東京地裁に提訴した。

自動車部品の販売の営業として働いていたGさんは、主に倉庫で部品の取り揃えをしていた。会社の自社ビルの上に建増した倉庫には吹き付けアスベストがあり、増改築した時の製品整理で、2か月間集中で倉庫内での作業をしたり、通常の作業での倉庫の出入りが頻繁だったこ

とから、柱などに吹き付けてあるアスベストの接触などで、アスベスト粉じん曝露。2008年1月悪性胸膜中皮腫と診断された。同月右胸膜肺の全摘出手術を受け、東京都三田労働基準監督署に労災申請をしていたが、同年8月亡くなられた。労災申請は遺族が引き継ぎ、同年9月遺族補償申請。同年11月に業務上決定となった。監督署の立ち入り調査が早急に入り、倉庫の吹き付けアスベスト除去の指導が入ったことが業務上の決め手となった。

●建設

ベニヤなど合板の開発、工場長を務めたMさんは、悪性胸膜中皮腫となり、亡くなられた。死亡後遺族からセンターに相談、元同僚の証言などから、合板の開発でアスベストを使っていたり、工場長時代にアスベスト建材を基にした合板製作工程の監督などをしていたことからアスベストに曝露したことがわかった。2007年6月に遺族補償申請。翌2008年4月、千葉労働基準監督署より業務上と認定された。

神奈川建設ユニオンの組合員である大工のMさんは、肺がんを発症し、現在も療養中である。建材や吹き付け材などのアスベスト曝露は間違いのないのだが、医学的所見が見られないという理由で、労災は不支給になってしまった。審査請求に際して、センターとしても意見書を提出し、署名運動も取り組まれたが、審査官は不当にも棄却。再審査請求と併せて、行政訴訟

を準備中である。

●沖縄

元基地従業員で肺がんで亡くなったYさんは、長年のボイラーの修理作業という石綿曝露作業に従事したにもかかわらず、医学的な石綿所見が確認できないことのみを理由として不支給決定された。審査請求に続き、再審査請求も棄却されてしまった。ご遺族である妻のTさんは、この無念の思いをマスコミを通してでも訴えていきたいと記録集をまとめておられる。

●出稼ぎ

山形県から川崎の石油コンビナートに働きにきていたSさんの悪性胸膜中皮腫が8月14日川崎南労基署より労災認定された。10年近く通年出稼ぎで配管工として働き、2006年7月に75歳で亡くなった。県立新庄病院での死亡診断書の中皮腫という病名が、その後いったん否定されたが、癌研究所石川雄一医師の病理診断により再度中皮腫と確認され、認定にこぎつけることができた。

●その他

日本バルカーの下請けとして不二サッシの工場などで吹き付けアスベストの工事に従事し、肺がんで亡くなったAさんの労災が一人親方として特別加入していたことが判明し、労災認定になった。遺族で長男のKさんは、障害者の弟に年金が支給されようになったことは喜べるものの、元請けのバルカーに対しては責任を追及して「ガツンと言ってやりたい」と言っておられる。

川崎で長年配管の仕事をしていたHさんは、郷里の福岡県に戻ってから、数年間呼吸器疾患に苦しんでいた。お連れ合いも、労働基準監督署などに相談してきたが、会社がなくなってしまったこともあり、あまり要領を得ない。ホットラインを契機に手続きをアドバイスしたところ、良性石綿胸水で労災請求することになった。本省りん何などで若干時間がかかったが、2008年の夏に、ようやく労災認定された。

川崎の化学石油プラント工場のオペレーターとして働いていたMさんは、2008年1月肺がんと診断された。事業主証明が難航

したが、2009年3月、川崎南労働基準監督署に労災申請したが、4月にMさんは亡くなられた。遺族補償申請準備中。

2005年9月に悪性胸膜中皮腫で亡くなられたSさんは、ご家族からの相談から、職歴からみても、公務員の時代のアスベスト曝露が濃厚となった。公務災害申請準備中。

放電加工の開発に携わっているTさんは2009年2月、悪性胸膜中皮腫と診断され右胸膜肺の全摘出手術を受けた。現在職歴確認中である。



(神奈川労災職業病センター)

医学的資料なくとも時効救済

岡山●アスベスト裁判支援する会も結成

岡山の造船所で約20年間に渡り配管工として働いたAさんは、19850年に肺がんで亡くなられた。死亡当時59歳だった。

アスベストが社会問題化し、2006年3月に石綿被害者救済法が制定された際に、造船所で働いていた時の同僚が、Aさんのご家族に「救済法」への申請手続きをすすめた。そこでAさんのご家族は、入院していた病院を次々と訪れたが、20年以上の前のことなので、どの病院にもカルテもレントゲンフィルムも残っていなかった。それでもAさんは、同僚の方々の話を頼り

に、2008年1月に岡山労働基準監督署へ石綿新法による申請を行った。

岡山労基署の調査では、Aさんが約20年間にわたり石綿に曝露する作業に従事していたことが確認されたが、診療録などの資料は保存年限経過のため全て廃棄されていることも確認された。こうした場合の対応について、厚労省の「石綿による疾病事案の事務処理に関する質疑応答集」には、以下のように記載されている。

「医療機関に診療録等の医証が全くない場合は、石綿にはば